

財務 VOL.87

「専従者給与」「役員報酬」「役員退職金」～裁判・判例より～

今月号におきましては、先々月号と同様、**裁判所の判決**（又は**国税不服審判所の判決**）をご紹介します。「専従者給与」「役員報酬」「役員退職金」といった、先生方に身近な事例を厳選しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

I. 専従者給与

○ 専従者の就業時間

個人医院の場合、奥様等に専従者給与を支給されているケースが多いですが、専従者給与の「詳細な支給要件」をご存知の先生方はあまりおられないのではないのでしょうか。法律においては「**専ら**（＝専念して）**従事**」という言葉が使われており、原則としては常勤職員並みの勤務が求められています。すなわち、**少し手伝う程度では専従者給与を支給できない**（支給しても経費にできない）ということです。そうは申しましても、例えば奥様等が育児や介護等に追われているようなケースでは、常勤職員並みの勤務が困難な場合も考えられます。これに関連して、自宅において開業弁護士である夫の補助的勤務を行う妻が「専ら従事」しているといえるかどうか争われた、平成17年3月17日の判決では、『**就業時間のすべてに従事しなければならないというのではなく、**』事務に必要な時間以外の時間に家事等に従事していたとしても、『**直ちに「専ら従事」に該当しないもの**』ということではできず、**必ずしもフルタイムで勤務する必要はない**としました。

従いまして、**必ずしも長い時間でなくても、**医院の業務に従事可能な時間帯にしっかり勤務していれば、**税法の認める「専従者給与」であるとの主張を行うことは可能である**といえます。

ただし、専従者給与の金額の問題となると話は別で、**勤務時間が常勤職員に比べて少ない場合には、当然のことながら、その分支給可能な専従者給与も少なくなる**とされています。例えば、平成13年5月30日の名古屋地方裁判所の判決では、開業医が三女に対して支給した専従者給与年間540万円について、三女に医療関係の資格がなく、また勤務日数も年間150日程度だったため、専従者給与の適正額は年間約200万円と判断され、適正額を超える金額（540万円－約200万円＝約340万円）は経費として認められませんでした（**他人が同じ仕事をした場合に支給する給与水準が上限**という、もう一つの基準も重要ですので、くれぐれもご認識下さい）。

II. 役員報酬

○ 非常勤役員の役員報酬

医療法人の場合、何らかの形で経営に関与しているという前提で親族に役員報酬を支給するにあたり、上記のように「専ら従事」という要件はありませんので、先生方のお父様やお母様が非常勤役員に就任し、役員報酬を支給している場合もあるでしょう。

しかしながら、**問題はその金額**です。非常勤役員の役員報酬が多額の場合、税務上問題になることが多々あります。

従業員からの相談に応じる程度の職務しか行っていなかった代表取締役の母親（非常勤役員）に、**年間3,600万円もの役員報酬**を支給していた事例につき、平成17年12月19日の判決では、**役員報酬の適正額は年間186万円と判断され、適正額を超える金額**（3,600万円－186万円＝3,414万円）は**経費として認められませんでした**。

上記は極端な事例ですが、ここまで多額でなくても、非常勤役員の役員報酬については否認事例が多いのも事実です。例えば、従業員に対して提言を行う程度の職務しか行っていなかった代表取締役の妻（非常勤役員）に、**年間326万円余りの役員報酬**を支給していた事例について、平成9年9月29日の判決では、納税者側の「代表取締役に対して経営に関する助言を行う等、法人に貢献している」という主張を「**事実を裏付ける証拠はない**」として退けた上で、**役員報酬の適正額は年間122万円と判断されて、適正額を超える金額**（3,264,000円－122万円＝2,044,000円）は**経費として認められませんでした**。

すなわち、医療関係の資格等にもとづいて職務を行っている場合を除き、非常勤役員の役員報酬としましては、**判決・判例上は、120万円～180万円（月額10万円～15万円）程度しか認められていない**のが現状です。

III. 役員退職金

○ 代表者の退任と役員退職金

医療法人において、事業承継が実施された後であっても、前理事長先生が理事として法人に留まり、診療を行うケースもあろうかと存じます。このように、**法人の代表者が代表を退いた後も完全には退職せずに、非常勤役員等として法人に留まる場合**でも、「**実質的な退職**」と捉えて役員退職金を支給することは可能ですが、その場合の最大の争点は、「**本当に実質的に退職したのか**」ということです。形式的には退職していても、税務署の詳細な調査によって実質的な経営者と認定され、所得税において優遇された役員退職金としての扱いでなく、**役員賞与**（先々月号参照）とされて、**莫大な金額の追徴課税**を受けたケースもあります。平成24年12月18日の判決では、「代表取締役を退任し、非常勤役員となった前代表取締役が、その退任後も、金融機関から『3億円の融資を受けるに当たり、同行職員との面接に参加した』こと、『代表取締役と表記された名刺を携行して部外者に交付』していたこと等から、『一定の影響のある地位を占めていると認められ』、『**実質的に退職したと同様の事情にあるとは認められない**』」と判断されたことによって、**役員退職金として支払った金額は役員賞与とされて、経費として認められませんでした**。

「**実質的な退職**」と認められるためのポイントは「**経営に参画していないこと（＝いなくてもいい存在になっていること）**」です。あくまで「**実態**」にもとづき、あらゆる観点から総合的に事実認定が行われるという点に今一度ご注意下さい。